

令和3年度 第二高等学校 部活動に係る活動方針

令和3年4月1日

運動部

1 本校の運動部活動

男女：陸上競技部 卓球部 バレーボール部 バasketボール部 柔道部
剣道部 サッカー部 テニス部 ソフトテニス部 アーチェリー部
水泳・水球部 バドミントン部 弓道部 ホッケー部 体操部
男子：野球部 ラグビー部 ハンドボール部

2 目標

- (1) 生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくり
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) 体力の向上と健康の増進
- (4) 豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活の展開

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とする。(平日の休みは各部で設定する)
土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を
休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週
又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期試験の1週間前からは、練習を中止とする。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度(学期中の週末も含む)、休業日は3時間程度と
する。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日(3月～10月) 19:30
平日(11月～2月) 18:30
休業日及び長期休業期間

(4) 共通の休養日

- ア 平日に各部で1日を設定
- イ 定期試験前後の一定期間
- | | |
|-----------------------|------|
| 5月 7日～14日(1学期中間考査) | 8日間 |
| 6月18日～29日(1学期期末考査) | 12日間 |
| 9月22日～10月 1日(2学期中間考査) | 10日間 |
| 11月19日～30日(2学期期末考査) | 12日間 |
| 1月28日～ 2月 8日(学年末考査) | 12日間 |
- ウ その他
- | | |
|--------------------|-----|
| 8月11日～14日(夏季学校閉庁日) | 4日間 |
|--------------------|-----|

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

ア 休養日

競技力向上及び競技特性の観点から、次の運動部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

競技力向上及び競技特性の観点から、次の運動部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

ウ その他

大会スケジュール等により、練習日の追加や練習時間を延長して実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、事前に運動部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

なお、いずれの場合も運動部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率、参加生徒名等を明記した参加(出場)届を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長(主将)会、部活動生集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者にも活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

文化部

1 本校の文化部活動

英語部 物理部 生物部 地学部 化学部 書道部 普通科美術部
美術科美術部 写真部 吹奏楽部 茶道部 演劇部 箏楽部 放送部
JRC同好会 漫画研究同好会 調理同好会 囲碁同好会
コンピュータ同好会

2 目標

- (1) 生涯にわたって文化や芸術に親しむための基礎づくり
- (2) 思考力・創造力・感受性の向上と豊かな人間性の育成
- (3) 豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活の展開

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

- ア 1週間の活動日は、5日以内とする(平日の休みは、各部で設定する)。
土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期試験の1週間前からは、活動を中止する。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

- ア 平日は長くとも2時間程度(学期中の週末も含む。)、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

- ア 平日(3月～10月) 19:30
- イ 平日(11月～2月) 18:30
- ウ 休業日及び長期休業期間

(4) 共通の休養日

- ア 平日に各部で1日以上を設定
- イ 定期試験前後の一定期間
- | | |
|-----------------------|------|
| 5月 7日～14日(1学期中間考査) | 8日間 |
| 6月18日～29日(1学期期末考査) | 12日間 |
| 9月22日～10月 1日(2学期中間考査) | 10日間 |
| 11月19日～30日(2学期期末考査) | 12日間 |
| 1月28日～ 2月 8日(学年末考査) | 12日間 |
- ウ その他
- | | |
|--------------------|-----|
| 8月11日～14日(夏季学校閉庁日) | 4日間 |
|--------------------|-----|

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日

技術力向上及び作品制作・実験実習・研究等に要する時間の関係から、次の文化部については、生徒の能力・適性や健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 活動時間

技術力向上及び作品制作・実験実習・研究等に要する時間の関係から、次の文化部については、平日は3時間程度、休業日は4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの活動時間は16時間未満を目安とすること。

ウ その他

大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 大会等への参加

大会等への参加は、高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も、文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

5 その他

(1) 文化部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴集について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

文化部活動は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者にも活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるようにする。